

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業に係る実施方針の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定により、第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

令和7年1月8日

札幌市長 秋元 克広

記

1 実施方針等

本事業に関する情報を広く周知するため、実施方針に加えて、要求水準書案(以下、これらを総称して「実施方針等」という。)を公表する。

2 実施方針等に関する手続

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和7年(2025年)1月8日(水)から令和7年(2025年)1月15日(水)
午後5時(必着)まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問書又は意見書(別添様式)にそれぞれ記入し、質問書又は意見書を添付ファイルとし、「4 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスあてに送信すること。メールの送信後には速やかに電話で着信を確認すること。

ウ 回答方法

質問及び意見に対する回答は本市の公式ホームページで公開する。(質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定であるが、内容は公開することが前提となるため、その点を承知した上で質問・意見を提出すること。)

3 実施方針等の変更について

実施方針等は、上記2の質問・意見を踏まえ、その内容を変更することがある。変更を行った場合には、本市の公式ホームページにおいて公表する。

4 問い合わせ先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

- ・住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル 7階
- ・電話番号：011-211-3518
- ・電子メールアドレス h-shisetsukanri@city.sapporo.jp